

同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は神奈川県立鶴見高等学校同窓会と称し、事務局を横浜市鶴見区下末吉6丁目2番1号鶴見高等学校内に置く。
- (2) 略称として鶴陵会とする。
- (3) 1950年9月10日を創立日に定める。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、かつ母校と連携してその発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 幹事会の開催
 - (2) 鶴陵懇親会の開催
 - (3) 会報発行及び会員名簿の発行
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

- 第4条 (1) 正会員 イ.旧制鶴見中学校、鶴見高等学校の卒業生
ロ.旧制鶴見中学校、鶴見高等学校に在籍したもので役員会の承認を得たもの
- (2) 特別会員 イ.前記学校の現旧職員
ロ.その他学校関係者で役員会が推薦したもの

第 3 章 役員及び幹事

- 第5条 本会に次の役員を、置く。
- 名誉会長 1名、 会長 1名、 副会長 若干名、 幹事長 1名、
副幹事長 1名、 委員長 若干名、 役員補佐 若干名、 会計監査 若干名、
校内幹事 若干名、 参与 若干名
- 第6条 役員及び幹事は以下により決める。
- (1) 名誉会長は母校校長を推薦する。
 - (2) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計監査は幹事より互選により選出する。
 - (3) 校内幹事は母校より推薦された職員を、役員会で承認する。
 - (4) 参与は会員中より役員会が選出し決定する。
 - (5) 幹事は母校卒業時に各クラスにおいて互選によりクラス相当数を選出し決定する。
- 更に役員会の承認の上、増員することができる。
- (6) 委員長は正会員の中から役員会が選出し決定する。
 - (7) 役員補佐は会長または副会長の推薦する正会員とする。
- 第7条 役員及び幹事の任期を次の通りとする。
- (1) 名誉会長は母校校長の在職期間とする。
 - (2) 他の役員は原則2年とする。
 - (3) 幹事は原則として終身とするが、役員会の報告の上他の正会員と交替する事が出来る。ただし高齢により幹事を辞任する場合は、交替はしない。

第8条 役員及び幹事の任務を次のように決める。

- (1)会長 会務を総括する。
- (2)副会長 会長を補佐する。会長に支障のあるときはその任務を代行する。
- (3)幹事長 幹事会及び役員会を運営し、本会の会計業務を司る。
- (4)副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長に支障のあるときはその任務を代行する。
- (5)参与 役員を輔弼する。
- (6)校内幹事 学校と同窓会との連絡調整をする。
- (7)幹事 本会の運営に関する事項を審議する。
- (8)委員長 各委員会の目的達成に向けて実務を遂行する。
- (9)役員補佐 役員会の構成員として、会務の総合調整に参与する。
- (10)会計監査 本会計の監査を行う。

第4章 機関

第9条 本会は目的達成のため次の機関を置く。

幹事会、役員会、各委員会

第10条 各機関は次の如く構成する。

- (1) 幹事会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員会委員長、幹事、校内幹事、参与
- (2) 役員会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員会委員長、役員補佐
- (3) 各委員会 委員長、正会員である委員

第11条 各機関は次の任務を行う。

- (1)幹事会 定例幹事会は毎年一回会長が開催し、会計およびその他の会務の議案を提案し、幹事はそれを審議し決定する。また会長が必要と判断した場合に臨時幹事会を開催する。
決議事項の報告は会報によって行う。
- (2)役員会 会長又は幹事長がこれを招集し、会務を総合調整する。
- (3)各委員会 委員長がこれを招集し、実務を遂行する。

第5章 鶴陵懇親会

第12条 鶴陵懇親会は原則として毎年一回会長が招集し、会員相互の親睦を図る。

第6章 会計

第13条 本会の会費は入会金及び年会費・終身会費で構成し、別に臨時会費を徴収することが出来る

- (1)会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
- (2)入会金は3,600円とする。
- (3)年会費は一口2,000円とし、終身会費は30,000円とする。

第14条 本会の経費は会費及び寄付金その他を以って充てる。

第15条 第3条第4項目に定める事業を行うため経費を支出する時は、役員会の承認を得ることとする

第 7 章 雑 則

- 第 16 条 個人情報の保護に関する必要な事項は、役員会の議決を経て別途定める。
- 第 17 条 本会の決議は出席総数の過半数によるものとする。
- 第 18 条 本会の会員は、その住所その他に変更が生じた時は、その都度事務局へ報告するものとする。
- 第 19 条 本会則は幹事会の決議を経て改正することができる。
- 第 20 条 その他本会則に必要な細則は別に定める。

付 則

- 本会則は平成 1 1 年 4 月 1 0 日より効力を発する。
- 本会則は平成 1 6 年 4 月 2 4 日より効力を発する。
- 本会則は平成 3 0 年 4 月 2 7 日より効力を発する。
- 本会則は令和 2 年 7 月 5 日より効力を発する。
- 本会則は令和 6 年 5 月 1 日より効力を発する。
- 本会則は令和 7 年 5 月 1 日より効力を発する。
- 本会則は令和 8 年 5 月 1 日より効力を発する。